

事務事業評価(令和5年度決算) 事業一覧

所属名	こども部子育て支援政策課
-----	--------------

番号	事業名	R5決算 事業費(千円)
1	窓口業務等委託事業	33,396
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部子育て支援政策課

会計 一般会計

事務事業名	窓口業務等委託事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策26_行財政運営	主な取組	3. 少数精銳組織の構築

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>市直営時の繁忙期には、担当職員が日中は窓口又は電話対応をしつつ、多くの時間外業務を行うことにより自らの業務をこなしていたという実態がある。</p> <p>また、国の臨時給付金業務など、当初想定していない業務が発生し、職員へ多大な負担がかかっていた。</p> <p>申請受付業務など、通常の窓口業務を業務委託することで、職員はDX化やオンライン申請の拡充など、より効率的かつ効果的な窓口業務の運営方法を検討することが可能となり、ひいては民間事業者のノウハウ等を活用し、季節繁忙に柔軟に対応できるなど、市民サービスのさらなる拡充につなげができる。</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>児童手当、子ども医療等に係る申請の受付、各種資料の整理、データ入力及び帳票等の作成、引き渡し等に関する業務を民間事業者に委託することにより、民間事業者のノウハウを活用し、効率的な業務運営を図ることで市民サービスに資することを目的とする。</p>
実施内容		<p>児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療、ひとり親家庭医療、未熟児養育医療等に関する業務で以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書等受付 2. 問い合わせ対応 3. 申請書等の確認・計算業務 4. 不備のある申請書等の管理 5. システム入力、入力点検業務 6. 帳票等作成業務 7. 各種帳票封入封緘業務 8. 口座確認、返還請求書通知書等の作成 など
期間	継続的事業	令和4年度～

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	継続	<p>業務委託により、オンライン申請件数が目標値を大きく上回る等、市民サービス向上につながるとともに、職員の時間外勤務の減少等、業務効率化も図ることができている。引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、更なる市民サービス向上及び業務効率化を図るために、適宜見直しも行いつつ継続する。</p>
-------------------------------	----	---

事務事業評価(令和5年度決算) 事業一覧

所属名	こども部こども施設課
-----	------------

番号	事業名	R5決算 事業費(千円)
1	民間保育士緊急確保支援事業	21,532
2	医療的ケア児受入支援事業	—
3	保育体制強化事業（拡充）	37,607
4	市立認定こども園ICT化推進事業	4,620
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども施設課

会計 一般会計

事務事業名	民間保育士緊急確保支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	1. ゆとりある子育て環境

概要	目的 （エビデンスに基づく必要性 （背景や現状、課題からの必要性））	全国的に認定こども園等を利用する児童数は年々増加するとともに、利用率も増加傾向にある。そういった中、国において待機児童の解消を図るため、「新子育て安心プラン」を策定し、受け皿の確保を進めているところである。本市においても、保育ニーズは年々増加している。また、待機児童には含まれないが認定こども園等を利用できていない未利用児童も一定数いることから、保育教諭等の採用を促進し、保育の受け皿の確保及び質の維持・向上を図る必要がある。
	目標 （事務事業の目指す方向性）	特定教育・保育施設等の保育教諭等の採用を促進し、保育の受け皿の確保及び質の維持・向上を図ることで、市内に在住する保護者及び児童に対し、安定かつ充実した幼児教育・保育を提供できるようにする。
実施内容	○需用費 ・消耗品費：28,200円 送付用ポスター、送付用チラシ ・印刷製本費：107,415円 ポスター、チラシのデザインと印刷費用 ○役務費 ・通信運搬費：190,470円 保育士養成施設等へのポスター等郵送代 ・手数料：607,200円 就活支援サイトへの事業PR掲載費 ○負担金、補助及び交付金 ・補助金：20,600,000円 民間保育士緊急確保支援事業補助金 1回目補助対象者数：56人 2回目補助対象者数：47人	
期間	継続的事業	令和3年度～令和7年度

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	課題付継続	令和6年度において、募集の経費を計上しており、令和7年度の事業は継続とする。 今後は、事業開始から複数年が経過し、雇用の確保のみならず、雇用後の定着につなげることも課題となることから、より効果的な実施に向け、制度見直しも視野に入れながら、引き続き実績の検証、分析を行うこと。
-------------------------------	-------	--

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども施設課

会計 一般会計

事務事業名	医療的ケア児受入支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	3. 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

概要	目的 （エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、基本理念として、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。」と明記され、また、地方公共団体の責務として、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずることとされ、併せて、認定こども園等の設置者についても、その設置する認定こども園等に在籍している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものと明記されている。 本市においても、同法の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族が等しく適切な支援を受けられるよう責務を果たす必要がある。
	目標 （事務事業の目指す方向性）	認定こども園等において医療的ケア児の受け入れ体制を整え、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。
実施内容		以前は、保育を必要とする児童（2号・3号認定子ども）のみを事業の対象としていたが、令和5年度から新たに、1号認定子どもも対象とした。 医療的ケア児が、認定こども園等において適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、市内訪問看護ステーションと看護師等の派遣に係る協定を締結した。また、市立認定こども園及び私立認定こども園等での医療的ケアの実施に係る看護師等の配置に要する費用及び医療的ケア児の保育を行うとともに看護師等を補助する保育士等の加配に要する費用について、財政的支援を実施する旨の周知を図った。
期間	継続的事業	令和4年度～

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	継続	医療的ケア児及びその家族が等しく適切な支援を受けられるよう市として責務を果たすため、引き続き事業を継続して実施する。
-------------------------------	----	--

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども施設課

会計 一般会計

事務事業名	保育体制強化事業(拡充)		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	1. ゆとりある子育て環境

概要	目的 （エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。本市では、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することにより、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的として、市内の幼保連携型認定こども園及び保育所に財政支援を行っているところである。 当該事業について、令和5年度から、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助の対象施設に①幼稚園型認定こども園及び②小規模保育事業所等(小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業)が追加され、また、③スポット支援員を配置する場合にも補助が拡充された。本市においても、近年の全国的な教育・保育施設の園外での事故の発生の状況等に鑑み、財政的支援を行う必要がある。
	目標 （事務事業の目指す方向性）	待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題であることから、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時等の安全管理を図る。
実施内容		①幼稚園型認定こども園 ②小規模保育事業所等(小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業) 保育支援者が園児の園外活動時の見守り等に取り組んでいる場合に、その保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。(上限45,000円/月) ③スポット支援員 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合に、その保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。(上限45,000円/月)
期間	継続的事業	令和5年度～

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	継続	保育士の業務の負担軽減及び園児の園外活動時等における未然の事故防止に努めるため、引き続き事業を継続して実施する。
-------------------------------	----	--

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども施設課

会計 一般会計

事務事業名	市立認定こども園ICT化推進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	1. ゆとりある子育て環境

概要	目的 （エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	現在利用している市立認定こども園業務システムについて、国がICT化を推進する3つの機能のうち、①保育に関する計画・記録に関する機能及び②園児の登園及び降園の管理に関する機能については既に導入済みであるが、③保護者との連絡に関する機能に関しては導入ができていない状態であった。その結果、保護者は、園への欠席連絡等について電話での連絡を強いられており、受電後、園職員が個別に共有するなど、保護者及び園職員双方の負担となっている。また、園から保護者への連絡については、別システムのメール連絡網サービスを活用しており、システムの二重管理などの課題があった。 よって、③保護者との連絡に関する機能のICT化を推進することで、保護者は、夜間を含め園への欠席連絡が可能となり、また園から保護者への連絡についても当該システムで可能となることからシステムの二重管理が解消され、かつお知らせ配信機能は保護者の既読確認もすることができ、保護者の利便性向上及び園職員の事務効率の改善が図られる。また、昨今児童の車中置き去り事が発生するなど、認定こども園での児童の出欠確認の徹底がより求められる中、欠席連絡、登園管理を一元化することで、登園時の繁忙時間帯においても速やかに出欠確認することが可能となる。	
	目標 （事務事業の目指す方向性）	保護者の利便性向上及び園職員の事務効率の改善を図る。	
	実施内容	保護者との連絡に関する機能を使用することが可能となるよう、現行のシステムを府内サーバからクラウドへ移行し、システム事業者が提供するLGWAN-ASP サービスに対応できるようシステムの改修を行った。	
期間	継続的事業	令和5年度～	

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	継続	引き続き、事業を実施しつつ、保護者の更なる利便性向上及び園職員の事務効率の改善を図っていく。
-------------------------------	----	--

事務事業評価(令和5年度決算) 事業一覧

所属名	こども部こども家庭センター
-----	---------------

番号	事業名	R5決算 事業費(千円)
1	子育て世代包括支援センター子ども家庭総合支援拠点機能強化事業	25,239
2	子ども見守り強化事業	18,964
3	産前産後支援強化事業	5,751
4	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	5
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども家庭センター

会計 一般会計

事務事業名	子育て世代包括支援センター子ども家庭総合支援拠点機能強化事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	2. 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

概要	目的 （背景や現状、課題からの必要性）	<p>児童福祉法において、市町村は子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされており、また、市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされている。さらに、国は「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年関係府省庁連絡会議決定）において、2022年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置するとしている。</p> <p>本市においても全国的な傾向と同様に家庭児童相談件数及び児童虐待件数（要保護児童等）が増加してきており、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点を整備し、児童虐待の未然防止を図りつつ、子ども家庭支援に向けた取組を充実強化する。</p> <p>なお、児童福祉法の改正に伴い、令和6年度以降、子ども家庭総合支援拠点機能については、子育て世代包括支援センター機能と統合され、こども家庭センターを設置することが求められている。</p>	
	目標 （事務事業の目指す方向性）	子育て世代包括支援センターにおいて、専門職員の配置の充実や支援を要する児童等への見守り強化などの体制整備を行い、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」機能を更に充実させ、児童虐待防止への取組と課題を抱える子ども及びその過程への支援を強化する。	
	実施内容	<p>子育て世代包括支援センターを、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、機能強化・体制強化を図り、要保護児童及び要支援児童・特定妊婦に対する訪問支援等を充実させることにより、児童虐待の未然防止を図りつつ、子ども家庭支援全般に係る業務を強化し、実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応専門員（家庭児童相談員）、安全確認対応職員（指導官）の配置 ・特定妊婦等訪問支援事業の実施（家庭の状況等から、育児が困難になることが予測される妊婦及び妊婦健康診査未受診の妊婦に対し、助産師が訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより特に支援を要する妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげる。） ・外部アドバイザーの助言のもと、困難事例検討会議、妊産婦対応検討会議を定期的に開催。 	
期間	継続的事業	令和4年度～	

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	児童虐待相談件数が増加していることから、令和6年10月に設置する「守口市こども家庭センター」においても、引き続き児童虐待の未然防止を図りつつ、子ども家庭支援に向けた取組の充実強化を図る。
-------------------	----	---

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども家庭センター

会計 一般会計

事務事業名	子ども見守り強化事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	2. 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	国においては、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(平成30年関係府省庁連絡会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえ、児童虐待防止に向け累次の対策が講じられている。また、コロナ禍を受けて「子どもの見守り強化アクションプラン」が実施されており、各自治体において様々な地域ネットワークを活用した見守り体制を強化し、支援が必要な子どもや家庭へ適切に対応することとされている。 本市としてもコロナ禍の状況を踏まえつつ、増加傾向にある児童虐待へ適切に対応していくため、子ども家庭総合支援拠点の整備と合わせ、民間団体の協力を得るなど、様々な地域ネットワークを活用して、児童の把握と支援体制を強化していく必要がある。
	目標 (事務事業の目指す方向性)	本市の児童虐待の多くを占めるネグレクト事案の深刻化を未然防止、改善するため、専門知見を有する民間団体を活用して、支援を要する児童の居宅訪問を強化し、アウトリーチ型手法により状況把握と的確な支援につなげる。	
実施内容	守口市児童虐待防止地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問する(月2回程度)などし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化する。 本事業は子ども・子育て支援に実績、ノウハウを有する民間団体をプロポーザル方式により選定し、委託して実施している。		
期間	継続的事業	令和4年度～	

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	見直し	要支援世帯におけるローリスクのケース対応は、民間委託事業者によるアウトリーチ型見守り支援を行いながら、地区担当職員によるケース訪問を行っている状況であり、対象世帯に対してより効果的かつ効率的な事業のあり方について、見直しが必要。
-------------------------------	-----	--

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども家庭センター

会計 一般会計

事務事業名	産前産後支援強化事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	2. 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

概要	目的 （背景や現状、課題からの必要性）	核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなったり、妊娠・出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えたりして、産前産後は精神的に不安定な時期で、周産期うつの罹患率は妊産婦全体の10～15%であるとされている。また、本市においては子育て支援施策の充実により、出生数は維持されており、今後とも妊産婦に対する支援を充実していく必要がある。 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時における妊婦に対し、専門職による面談を実施しているが、妊娠初期には不安や悩みが少なかった妊婦も、妊娠中の心身の状態や環境は揺らぎやすく、精神的に不安定な状態になる危険性がある。 このため、妊娠・出産や子育てに関する悩みに寄り添った伴走型の相談支援を実施する体制を強化し、産後うつの悪化や慢性化などを予防するとともに、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消し、精神的に安定した状態で乳児と向き合い、安心して子育てができる環境の充実を図ることを目的とする。	
	目標 （事務事業の目指す方向性）	妊娠8か月頃にすべての妊婦に対しアンケートを実施し、面談希望者や支援が必要な妊婦には、訪問や来所などで出産準備面談を行うことで、産前産後の不安の軽減により、安心して精神的に安定した状態で出産と子育てができる支援を目指す。	
実施内容		妊娠8か月頃にすべての妊婦に対しアンケートを実施。面談希望者や支援が必要な妊婦には、訪問や来所などで出産準備面談を行い、出産や育児についての不安に寄り添い、必要な支援につなげる。 妊婦への架電を年1,582回、面談を年647回、家庭訪問を年109回実施し、妊娠期からの支援を強化した。	
期間	継続的事業	R5年7月～	

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	継続	産前産後の妊産婦が安心して出産、子育てを迎えることができるよう、必要な支援であることから、継続とする。
-------------------------------	----	---

令和5年度決算 事務事業評価書

所属 こども部こども家庭センター

会計 一般会計

事務事業名	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	2. 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

概要	目的	低所得の妊婦は、市販の妊娠検査薬等で妊娠したことに気づいていても、妊娠判定のための初回の産科受診は受診料の負担が大きいため、受診を躊躇する場合がある。受診を先送りにすることで妊娠の確認が遅れ、妊娠が確定していないことで、妊娠届出と母子健康手帳交付の手続きがなされず、市も医療機関も状況の把握が困難となり必要な支援につながらない可能性が高くなる。また、未受診であることで産科的な危険な兆候に気が付かず、切迫早産、流産・死産、墜落分娩など様々なリスクが高まり、母体への心身の影響も非常に大きい。 このため、伴走型の相談支援の充実とあわせて、妊娠判定のための初回の受診料負担を軽減することで、低所得の妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的とする。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	経済的支援を含めた伴走型相談支援事業の一環として、経済的不安を抱える妊婦に対し、安心して妊娠・出産期を過ごしてもらうため、事業の案内、申請を促す。	
	実施内容	妊娠判定のための医療機関受診について、経済的負担から躊躇することなく適切な時期に受診できるよう、低所得の妊婦に対し、初回の産科受診料(受診1回あたり上限10,000円)を補助する。	
期間	継続的事業	令和5年7月～	

今後の 事務事業の 方向性 (行革担当)	継続	<p>事業の趣旨を踏まえ、方向性は継続とする。</p> <p>なお、利用実績が非常に少なく、必要な人に情報が行き渡っていない可能性があり、妊娠判定のための産科受診が遅れることにより、安全な出産に影響が出ることもあることから、周知を含めた事業手法は大いに改善の余地があるため、関係医療機関等とも連携し、効果的な事業運営を検討すること。</p>
-------------------------------	----	--